

ユネスコ無形文化遺産 来訪神：仮面・仮装の神々（登録：2018 年）

Raiho-shin : Ritual Visits of Deities in Masks and Costumes

第Ⅰ回 来訪神行事保存・振興全国研修会 男鹿大会実施報告書



令和 8 年 3 月

男鹿のナマハゲ保存会

来訪神行事保存・振興全国協議会

ごあいさつ



男鹿のナマハゲ保存会 会長

来訪神行事保存・振興全国協議会 会長

男鹿市長 菅原 広二

はじめに、令和6年能登半島地震ならびにその後の豪雨被害により、多大なご苦勞を強いられている構成行事「能登のアマメハギ」の所在する輪島市、能登町の皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平穩な日常を取り戻されることを、切にお祈り申し上げます。

2018（平成30）年、「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録されたこと、日本政府をはじめ、登録に向けてご尽力をいただいた皆様に深甚なる感謝を申し上げます。また、日頃より当協議会の活動にご支援とご協力を賜っております会員の皆様、関係者の皆様に、改めて厚く御礼申し上げます。

当協議会は、来訪神行事を構成する自治体や保存会で組織され、ユネスコ無形文化遺産登録の実現を目指すとともに、各構成行事の保存・継承に寄与する活動を目的として、2014（平成26年）に設立されました。これまで定期的に会議を実施し、意見交換を重ねてまいりましたが、設立から10年以上が経過した現在、さらに一歩進んだ取り組みとして、単なる会議形式に留まらず、情報交換や行事間の積極的な交流の場を重視した活動へ軸足を移していく方針といたしました。

その第一歩として、このたび秋田県男鹿市を会場に研修会を開催し、その報告書をここに刊行する運びとなりました。本研修会では、各行事保存会や行事を支援する自治体の担当者が一堂に会し、「男鹿のナマハゲ」に関する取り組みや行事の現状を共有するとともに、各地の保存活動の事例を持ち寄り、活発な意見交換が行われました。

研修で得られた事例や課題を、それぞれの地域に持ち帰り、今後の行事の保存・振興にお役立ていただけることを切に願っております。また、この報告書が来訪神行事の現在の姿を記録し、未来へ繋ぐ貴重な資料となることを願いながら、これからも来訪神行事を次世代へ継承していくための活動を一層推進してまいります。

最後に、輪島市および能登町の皆様の復興を心より祈念するとともに、本報告書が来訪神行事の存続・発展に寄与することを願い、結びの言葉とさせていただきます。

例 言

- 1 本書は2025(令和7)年11月13日から14日にかけて秋田県男鹿市で開催された第1回来訪神行事保存・振興全国研修会の記録である。
- 2 本書は当研修会の実施主体である男鹿のナマハゲ保存会事務局(秋田県男鹿市文化スポーツ課)が、来訪神行事保存・振興全国協議会と協議のもと、編集を担当した。
- 3 本書の執筆は男鹿のナマハゲ保存会事務局担当である男鹿市文化スポーツ課の五十嵐祐介が行った。
- 4 本書は250部製本し、来訪神行事保存・振興全国協議会の構成団体等へ配布した。
- 5 本書の編集にあたり、以下の文献を参照した。

男鹿市・若美町1981『記録 男鹿のナマハゲ』第2集

男鹿市教育委員会・男鹿市菅江真澄研究会2017『男鹿市の文化財第19集 重要無形民俗文化財男鹿のナマハゲ—行事実施状況調査報告書(付・講演記録ほか)—』

男鹿のナマハゲ保存継承協議会2021『ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財 男鹿のナマハゲ—実施状況調査報告書—』

来訪神行事保存・振興全国協議会2021『来訪神ガイドブック』

来訪神行事保存・振興全国協議会2025『来訪神行事保存・振興全国協議会設立10周年記念誌』

目 次

1 全国研修会開催の経緯と実施計画	1
2 開催要項・参加者	2
3 男鹿大会の記録	4
4 資料—「男鹿のナマハゲ」を事例に—	14
5 総括	30
6 来訪神行事保存・振興全国協議会	31



I ■ 全国研修会開催の経緯と実施計画

(1) 開催の経緯

来訪神行事保存・振興全国協議会（会長：男鹿市長、平成 26 年設立）では、「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、毎年東京都内を会場として会合を重ね、登録に向けた協力体制の確認、気運の醸成を図ってきた。それらの成果もあり 2018（平成 30）年に登録勧告を受け、その後はパンフレットやガイドブック制作などを行い周知事業を実施した（来訪神行事保存・振興全国協議会 2025）。

一定の成果を得た後、東京都内で一堂に会して協議していく事項がなくなったということもあり、2023（令和 5）年 10 月に開催した「来訪神行事保存・振興全国協議会構成行事交流会・担当者会議」において、協議会の今後の進め方を議論した。その結果、協議会規約で定める、各構成行事の保存・振興を図るための情報交換や、交流の機会を重視する活動を進めていき、開催地持ち回りで全国研修会を開催することが合意されたものである。

全国研修会は 2024（令和 6）年に第 1 回目を「男鹿のナマハゲ」を事例として秋田県男鹿市で開催することとしたが、2024（令和 6）年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において、構成団体である輪島市、能登町の被害が著しかったことから 1 年間の延期措置をとり、第 1 回目は 2025（令和 7）年に開催することとした。



2023 年に開催した構成行事交流会・担当者会議風景

(2) 全国研修会の共通実施計画

来訪神行事保存・振興全国協議会の構成行事の保存や継承に資するものとするため、各地持ち回りで、それぞれの行事の事例や課題を学び、自らの行事に活かせる研修をコンセプトとし、概ね以下の計画で実施することとした。

- 主 催：各保存会を想定（各構成自治体に一任）
- 行 程：1 泊 2 日程度
- 目 的：ユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」を構成する各行事関係者が実際に顔を合わせて親交を深め、各構成行事の保存・振興への取組や現状を共有することで、構成行事全体の保存・振興を推進するため。
- 内 容：研修地先の行事の保存や振興状況の実例を視察（良い面のほか課題や悩みも含めて）、情報交換を行う。その上で、それぞれの構成行事が自身の行事の保存や振興への一助となる参考事例などを持ち帰ってもらえるような内容で計画する。
- 想 定 参 加 者：自治体担当者及び行事保存会関係者（1 行事あたり 2 ～ 3 名を想定）
- フィードバック：研修会終了後は報告書を刊行し記録化する。
- 開 催 経 費：開催地負担とするが、主催団体へ来訪神行事保存・振興全国協議会から一部開催負担金を支出する。
- 参 加 者 旅 費：参加自治体が負担

2 開催要項・参加者

第Ⅰ回の男鹿大会は以下の開催要項及び参加者にて実施した。

▼目 的

来訪神行事保存・振興全国協議会の構成行事の保存や継承に資するものとするため、各地持ち回りで、現地それぞれの行事の事例や課題を学び、自らの行事に活かせるものとする。その初回として秋田県男鹿市を会場に、男鹿のナマハゲを核とした保存・振興の視点を学ぶ。

▼主 催

来訪神行事保存・振興全国協議会・男鹿のナマハゲ保存会・男鹿市

▼日 程

令和7年11月13日（木）から11月14日（金）

▼研修スケジュール

11月13日（木）

時 間	場 所	主な内容
13：15	JR男鹿駅 集合	
13：20 ～	森長旅館	あいさつ・スケジュール説明 男鹿のナマハゲ実施状況説明
14：30 ～	真山神社 なまはげ館 男鹿真山伝承館 里暮らし体験塾	保存・活用状況視察① 保存・活用状況視察② 保存・活用状況視察③ 男鹿のナマハゲ実施団体との意見交換
17：50 ～	亀寿司食堂	情報交換会
20：30	男鹿温泉交流会館五風	保存・活用状況視察④（なまはげ太鼓）
21：20	男鹿観光ホテル	チェックイン

11月14日（金）

時 間	場 所	主な内容
8：30	男鹿観光ホテルロビー 集合	
9：10 ～	男鹿総合観光案内所	保存・活用状況視察⑤（モニュメント、物販） 保存・活用状況視察⑥（商品開発） 協力：男鹿市観光協会/アトリエ鈴
10：30 ～	男鹿駅周辺まちあるき	保存・活用状況視察⑦（なまはげの散歩道 等）
11：10 ～	道の駅おが	保存・活用状況視察⑧（各種サイン、物販）
11：50 ～	居酒屋秀	昼食
12：45 ～	森長旅館	まとめ
13：30	JR 男鹿駅	解散（秋田駅行 JR 男鹿線—13：54 発）
15：00	秋田空港	解散

※森長旅館および男鹿真山伝承館は国登録有形文化財建造物

研修会は構成行事の保存会関係者、行政担当者、男鹿のナマハゲ関係者も含めて、27名の参加で行った。開催費用については、来訪神行事保存・振興全国協議会からの負担金と男鹿のナマハゲ保存会を事業者とした男鹿市からの「来訪神行事保存・振興全国研修会開催補助金」によって運営した。また研修視察先以外の個人に属する費用は個人負担とした。

▼参加費等

宿泊費（男鹿観光ホテル、1泊朝食）／情報交換会費／昼食費は各自負担

▼参加者名簿

	所属・役職	氏 名	情報交換会	解散場所
1	甕島のトシドン保存会 会長	迫田 満男	○	秋田空港
2	薩摩川内市教育委員会 社会教育課	前 幸男	○	秋田空港
3	能登のアマメハギ・面様年頭保存会 副会長	番場 誠	○	JR 男鹿駅
4	輪島市教育委員会 文化課	上 徹彰	○	JR 男鹿駅
5	宮古島市教育委員会 生涯学習振興課	手登根 保	○	JR 男鹿駅
6	宮古島市教育委員会 生涯学習振興課	赤嶺 萌衣	○	JR 男鹿駅
7	遊佐町教育委員会 文化係	阿部 琴乃	○	JR 男鹿駅
8	米川の水かぶり保存会 会長	菅原 淳一	○	JR 男鹿駅
9	登米市教育委員会 文化財文化振興課	二階堂 悟	○	JR 男鹿駅
10	吉浜スネカ保存会 会長	岡崎 久弥	○	JR 男鹿駅
11	大船渡市教育委員会 教育総務課	千田 優	○	JR 男鹿駅
12	硫黄島の八朔太鼓踊り保存会 会長	徳田 保	○	秋田空港
13	三島村教育委員会 教育長	室之園 晃徳	○	秋田空港
14	三島村教育委員会	佐藤 央隆	○	秋田空港
15	十島村教育委員会 教育長	木戸 浩	○	秋田空港
16	十島村教育委員会 教育総務課長	安藤 巧	○	秋田空港
17	男鹿のナマハゲ保存会 会長（男鹿市長）	菅原 広二	×	-
18	男鹿のナマハゲ保存会 理事	菅原 昇	○	-
19	真山青年会	石川 大輔	○	-
20	大倉ナマハゲ実行委員会 代表	吉田 和仁	×	-
21	釜谷地ナマハゲ保存会 会長	佐藤 勝	○	-
22	男鹿市副市長	佐藤 博	○	-
23	男鹿市観光文化スポーツ部長	三浦 大成	○	-
24	男鹿のナマハゲ保存会 事務局長	竹内 弘和	○	-
25	男鹿のナマハゲ保存会 事務局員	伊藤 直子	○	-
26	男鹿のナマハゲ保存会 事務局員	五十嵐 祐介	○	-
27	男鹿のナマハゲ保存会 事務局員	内田 鍊太郎	○	-

3 ■ 男鹿大会の記録

(1) 配布物

研修資料は基本的に既存の書籍やパンフレットとし、一式を2日目の研修先としたアトリエ鈴が企画・販売している新商品のオリジナルトートバックに入れて配布した。

(2) あいさつ・スケジュール説明（会場：国登録有形文化財 森長旅館本館）

三浦大成男鹿市観光文化スポーツ部長が歓迎のあいさつを行い、主催者である男鹿のナマハゲ保存会事務局（男鹿市文化スポーツ課）よりスケジュール説明を行った。



配布資料一式



三浦大成観光文化スポーツ部長による歓迎のあいさつ

(3) 男鹿のナマハゲ実施状況説明

男鹿のナマハゲの現状について初めに共有し、本研修の全体コンセプト、着目して見学してほしい点などを資料をもとに説明した。

特に、保存団体である男鹿のナマハゲ保存会と実際の行事を実施する市内各町内会との関係性を踏まえ、ユネスコ登録時（2018年）の大晦日には92町内で行事を実施していたが、コロナ禍（2020年）には35町内に落ち込み、コロナ禍後（2021年から）は60～70町内会数で推移していることなどを説明した。



実施状況説明風景



参加者の様子

なお、参加者からは活発な意見交換がなされ、2026（令和8）年開催予定の鹿児島県開催での方向性も踏まえた議論がなされた。

（4）保存・活用状況視察①（研修先：真山神社）

男鹿真山伝承館の運営主体であり、毎年2月に開催される観光行事である「なまはげ柴灯まつり」の会場として賑わう神社である。さらに2019（令和元）年にはNHKの「ブラタモリ」でナマハゲが単体で取り上げられ、そのロケ地ともなった。なまはげ館とも連携して教育旅行の誘致受け入れも行っており、ナマハゲ行事の保存・継承の一役を担っている。



真山神社視察風景

（5）保存・活用状況視察②（研修先：なまはげ館）

なまはげ館は男鹿市北浦真山に位置する観光施設の一つである。1999（平成11）年に「男鹿のナマハゲ」の保存伝承とふるさと意識の高揚を図るとともに、観光拠点としての役割を担うことを目的に設置された施設で、年間12万人ほどの来館がある。男鹿市の主要観光拠点の一つとなっており、男鹿市観光課が所管、株式会社おが地域振興公社が指定管理者として運営している。なお、年間の指定管理料は0円である。

ここでは、ナマハゲ行事がどのような行事であるかを映像で学び、多種多様な面の展示方法を確認した。さらに、ミュージアムショップにて、館独自のオリジナル商品とともに、ナマハゲをモチーフにしたお土産の委託販売の状況や売上状況などについて視察した。



なまはげ館での展示視察風景



なまはげ館でのミュージアムショップ視察風景

(6) 保存・活用状況視察③（研修先：男鹿真山伝承館）

ナマハゲ行事は大晦日に各家庭内で行われる行事であるため、普段は見ることができない。そのため、毎日所在地の北浦真山地区での行事を再現した学習講座を開催している。なまはげ館とセットで利用することで、理解の促進に寄与している。

また、インバウンド対応の実例として、日本語、さらには秋田弁での実演は外国人観光客には理解が難しいことから、観光庁の「地域観光資源の多言語解説支援整備事業」を活用して、各場面ごとの解説を作成しタブレット端末を用いて理解を促す取組を行っている。



男鹿真山伝承館の見学と行事再現の視察風景

(7) ナマハゲ行事実施団体との意見交換（会場：里暮らし体験塾）

男鹿市内で実際にナマハゲ行事を行っている3地区の団体の関係者に集ってもらい、各地区の事例報告と全国の行事関係者との意見交換を行った。男鹿市からは、北浦地区の真山青年会（石川大輔氏）、脇本地区の大倉ナマハゲ実行委員会（吉田和仁氏）、若美地区の釜谷地ナマハゲ保存会（佐藤勝氏）から報告をいただいた。

この研修で最も重要視したプログラムであり、活発な意見交換となった。参加者同士の意見交換の中で出た課題や取組は以下の通りである。

①行事のあり方について

男鹿のナマハゲの行事実施を核に、各地域の行事のあり方が議論となった。本来、子どもをナマハゲから



真山青年会の石川大輔氏



大倉ナマハゲ実行委員会の吉田和仁氏



釜谷地ナマハゲ保存会の佐藤勝氏

守るべき親が面白がってナマハゲに子どもを差し出す家もあるが行事の本質からずれると思う。また、家を訪れる行事であるのに、来訪を断る家があるなど（男鹿のナマハゲ）の課題が出た。アマメハギでは神事の厄払いとして全戸回るが基本的に歓迎される。しかし一時期子どもが嫌がるから来ないでほしいという家もあった（能登のアマメハギ）。また、神事ではないためお祓いは行わないが、神様として扱われる。同時に家の中には入らず、玄関先だけでの行事であることから、家庭での準備はほぼなく、コロナ禍でもあまり問題とならなかった（吉浜のスネカ）。

さらに子どもがいる家庭を主体とする甑島のトシドンでは、少子化によって子ども自体がいらないため、行事を行う6団体のうち、2団体は10年くらい行事そのものができていない（甑島のトシドン）という課題が報告された。また、子どもがアマメを担う能登町のアマメハギでは、行事に携わる子どもと携わらない子でお小遣いに差が出てしまい学校からクレームが来たことがあった。それでもやらなければならないと行事を続けてきた経緯がある（能登のアマメハギ）など多くの意見が出て、各地での行事实施の際の課題が共有された。

また、縁側で四つん這いになって、障子から中に入らないという伝統があるが、現代の家屋には縁側そのものがない（甑島のトシドン）など、家屋構造そのものに対する課題もあり、根本的な工夫が必要な例も紹介された。

②稲ワラの調達について

稲ワラの確保について、コンバインでの収穫が主流となっている昨今、稲ワラを使う行事ではワラの調達が難しくなってきたり、行事实施のためにコンバインの設定を変更して稲刈りを行っていたり（男鹿のナマハゲ）、ワラを購入する（男鹿のナマハゲ）地区などの報告がなされた。中にはワラの使用を取りやめ、麻で衣装を編んで複数年使用するなど（甑島のトシドン・男鹿のナマハゲ）の行事も出てきていること、漁業用のロープをほぐして蓑を製作していることから40年ほどワラを用いていない（吉浜のスネカ）などの意見がでた。

③マスメディア対応について

どの行事もマスメディア対応の難しさを課題としてあげていた。各行事でのメディア対応では、全体的な調整は行政が担い、保存会が受け入れるという流れが多いようであった。市が事前に全実施団体にアンケートをお願いし、メディアや研究者の受け入れ可否を聞いて調整している行事（男鹿のナマハゲ）や、市教委が対応し、保存会でメディア及び個人向け事前説明会を行って、説明会参加済のマークをつけていないメディア及び個人や約束事を守らない場合は、取材をお断りするなどの対応をとる行事（吉浜のスネカ）などがあった。また、過度なフラッシュ撮影がトラブルになる事例もあるようである（吉浜のスネカ）。さらに個人の



意見交換会の様子①

カメラマンも含めて受け入れているが、何年かに一回、写真コンテストを行ってポスターの写真にしている。中にはよい場所に居座ってトラブルになることもある（米川の水かぶり）などメディアや写真家への対応に苦慮している行事が多いようであった。そのような中、吉浜のスネカで行う説明会の開催などはとても参考となる事例であった。

また、行事当日だけでなく、一年を通した特にバラエティ番組への対応が課題としてあげられた（男鹿のナマハゲ）。企画自体はまじめに作られているものの、放送されるとそうではないものがあり、笑われている、行事へのリスペクトがないなどの印象を受けるものもあり、行事を守っていく上で課題としてあげられた。

④観光振興とのかかわり

自由に来て、自由にみることができるようスタイルになっているが、行事の趣旨を理解していない一部の観光客から泥をつけられることへの苦情が毎年のようにあり（宮古島のパーントゥ）、観光客のマッチングがうまくいっていない事例も報告された。また、観光客の増加にともなって、一保存会での対応が困難になってきており、市や警察、消防などの協力を求めざるを得ない状況（米川の水かぶり）や、旅行会社からの需要が多く、地元の温泉郷のホテル宿泊者を中心に150～200人くらいの観光客を大型バス1台ずつに分けて個人宅に招き入れている（男鹿のナマハゲ）などの事例も共有された。

男鹿のナマハゲでは近年、受け入れを認めてくれた実施団体とDMOが協力して高単価の旅行商品を造成している。実施団体にはわりと大きいお金が入る仕組みとなっており、行事保存に役立てられている。個人客へのあっせんはこの旅行商品を紹介している（男鹿のナマハゲ）。

⑤社会情勢の変化への対応

暴れた結果、住宅のガラスを割ってしまっても、過去には神様のしたことだからと許されたことが、今は弁償しなければならない（男鹿のナマハゲ）。ガラスのどこをたたくと派手な音がするか、割れにくいかなどを教えるようにしている（吉浜のスネカ）など、昔と比べて出来ないことも多くなってきており、社会情勢への変化に対応する姿勢が見受けられた。

⑥伝統の継承について

行事ではじれったく感じることが多い。慣れていない人も多く、教えても中々できない。地域での人間関係の観察や状況判断力が大切（薩摩硫黄島のメンドン）。年配者からみるとおとなしくなった（男鹿のナマハゲ）など、所作などの動き以外の地域関係の構築や、経験不足などが課題としてあげられた。同時にこれから先の継承を心配する声が多く、の行事で見受けられた。

その上で、100年前との行事の変化を懸念し、記憶だけではぼやけてしまうため、現状を記録化することの重要性が議論された。



意見交換会の様子②

(8) 情報交換会（会場：亀寿司食堂）

男鹿市佐藤博副市長も合流し情報交換を行った。各自治体担当者や保存会関係者同士で個別に親交を深めることで、今後も情報交換しやすい環境をつくり、各構成行事の保存・振興を議論し、同時に全国協議会活動の活性化を期待するものである。



男鹿市佐藤博副市長によるあいさつと乾杯



情報交換会風景

(9) 保存・活用状況視察④（研修先：男鹿温泉交流会館五風）

伝統行事である「男鹿のナマハゲ」から派生した「なまはげ太鼓」の定期公演を鑑賞した。1970年代後半にナマハゲと和太鼓を組み合わせ、男鹿温泉郷のホテルや旅館の滞在客を楽しませるための新しいコンテンツとして考案されたものである。繁忙期を中心に毎日定期公演が開催されており、県外や海外での依頼公演の機会も増え、人気の観光コンテンツとなっている。伝統行事から派生した現代活用事例として視察を行ったものである。

(10) 保存・活用状況視察⑤・⑥（研修先：男鹿総合観光案内所）

男鹿総合観光案内所は国道101号沿い、男鹿半島の入口にある観光案内所で一般社団法人男鹿市観光協会が指定管理者として運営している。2007（平成19）年にオープンし、中でも高さ15mの赤と青のナマハゲのモニュメントが最も人気のスポットとなっている。多くの観光客がこのモニュメントを背に写真撮影を行っており、また、ユネスコ無形文化遺産の登録を周知する看板も設置している。



なまはげ太鼓公演視察風景

ここで菅原広二会長も合流し、はじめに歓迎のあいさつを行った後、モニュメント及びユネスコ無形文化遺産周知のための看板の設置状況を視察した。その後、参加者全員で記念撮影を行った。

また、観光案内所内に入り、観光振興と「男鹿のナマハゲ」のかかわりを視察した。ここでは、観光案内所だけでなく、男鹿半島のお土産の販売も行っており、ナマハゲをモチーフとしたお土産の多さを確認した。このお土産の中に、アトリエ鈴が制作、販売するオリジナル商品がある。いわゆるナマハゲとしてよくみる商業的な面ではなく、様々な風体の地域独自の面に着目し、各実施団体と調整の上、自身でイラスト化して企画、製造、販売を行っている。そしてその売上の一部はナマハゲ行事の保存、振興のため男鹿市へ寄付されている。アトリエ鈴の鈴木由紀子代表をお招きし、オリジナル商品販売とそのコンセプトを紹介いただいた。

本研修にあたり、各種資料をオリジナルのトートバックに入れて配布しているが、そのバックはアトリエ鈴による最新のオリジナル商品である。



菅原広二会長（男鹿市長）によるあいさつ



ナマハゲ立像の視察風景



アトリエ鈴代表によるオリジナル商品についての説明

(11) 保存・活用状況視察⑦（研修先：道の駅おが周辺エリア）

男鹿市のまちづくりと「男鹿のナマハゲ」行事の密接性を視察した。男鹿半島の入口である男鹿総合観光案内所のある船越地区から、男鹿半島の中心地である船川港地区へ移動して、道の駅おが及び JR 男鹿駅周辺の約 1km の街歩きを行った。この街歩きルートは近年の JR 男鹿駅前再開発に伴って、「なまはげさんぽみち」として設定されたルートである。モニュメントや標識、看板などへのナマハゲの活用状況を確認しながら、各所にあるナマハゲを確認した。



道の駅おが周辺エリアの視察風景

(12) 保存・活用状況⑧（研修先：道の駅おがオガーレ）

道の駅おがは物産館を併設する施設で 2018（平成 30）年に開業した。年間 60 万人以上が訪れる道の駅で、男鹿半島の海産物や農産物、お土産を取り扱っており、ナマハゲをモチーフとした商品も多い。道の駅おがそのもののロゴマークもナマハゲがベースになっている。ここでは、ナマハゲをモチーフとした各種商品へのナマハゲの活用状況を視察した。



道の駅おが オガーレの視察風景

(13) まとめ（会場：国登録有形文化財 森長旅館本館）

研修の振り返りを行った。来訪神行事保存・振興全国協議会事務局として、第 2 回研修会の鹿児島大会についてその方向性を打ち合わせるとともに、各構成自治体へ参加旅費の予算化を依頼した。また、第 3 回以降の開催地についても協議を進めた。



振り返りと今後についての意見交換の様子



参加者全員での集合写真

4 ■ 資料—「男鹿のナマハゲ」を事例に—

本研修会で配布・使用した資料を掲載する。なお、本報告書への掲載にあたり一部内容の加除修正を行った。

第1回 来訪神行事保存・振興全国研修会 男鹿大会



開催日：令和7年11月13日(木)～14日(金)

開催地：秋田県男鹿市（男鹿のナマハゲ）

「男鹿のナマハゲ」の保存と継承について

1 男鹿のナマハゲの概要

「男鹿のナマハゲ」は大晦日の晩（古くは小正月）、青年たちがナマハゲに扮して、「泣く子はいねがー、親の言うこと聞がね子はいねがー」などと大声で叫びながら家々をまわる男鹿半島の民俗行事である。

男鹿の人々にとってナマハゲは、怠け心を戒め、無病息災・田畑の実り・山の幸・海の幸をもたらす、年の節目にやってくる来訪神であり、ナマハゲを迎える家では、昔から伝わる作法により料理や酒を準備して丁重にもてなす。

1978（昭和 53）年「男鹿のナマハゲ」として重要無形民俗文化財に指定され、2018（平成 30）年には「来訪神：仮面・仮装の神々」として男鹿のナマハゲを含む全国 10 行事がユネスコ無形文化遺産に登録された。

ナマハゲ行事は国内の文化財全体を考えても、知名度が高く、比較的よく知られた行事である。例年、季節を問わず、多くのメディアで取り上げられるとともに、男鹿市のみならず秋田県内の観光振興の主力を担っており、人が面と衣装を身に着けることで比較的容易にできるという点からも、観光キャンペーンなどによく用いられる。それにより、現代的な活用例も多く、ナマハゲの衣装を身にまとい、和太鼓をたたき「なまはげ太鼓」やみちのく五大雪まつりとして多くの来客がある「なまはげ柴灯まつり」など派生したコンテンツも多い。同時に多くのお土産のモチーフとなったり、キャラクター化なども行われ、活用という点においては、国内文化財の中でも傑出して事例の多い文化財となっている。しかしその反面で、文化財保護と観光振興の間での課題が多いことも実情である。

なお、特定の固有名詞を除き、表記としては「男鹿のナマハゲ」、「ナマハゲ」を用いる。前者は重要無形民俗文化財としての指定名称の表記であり、その例に沿ってカタカナ表記を主体とする。

2 男鹿のナマハゲの保存と継承

(1) 保存体制の概要

「男鹿のナマハゲ」行事はその実施体制に特徴がある（図 1）。文化財の指定団体となっている「男鹿のナマハゲ保存会」は実際の行事に携わっているのではなく、実際の行事は市内の各町内会などがそれぞれ行っており、その数が一般的な民俗行事と比して各段に多い。その数は約 100 にもおよぶ。

(2) 行事实施状況と新型コロナウイルスの影響

大晦日のナマハゲ行事の実施体制は、社会情勢や居住単位などのあり方に左右されることが多く、2012（平成 24）年以降、町内会を 1 単位として、モニタリングを行っている。2012（平成 24）年以降の実施状況は図 2 のとおりである。2018（平成 30）年のユネスコ無形文化遺産登録直後の行事においては、92 町内での実施となり過去最高数となった。これは気運が高まったこともあるが、長らく実施を辞めていた町内会の中で、再開しようという町内会が現れたことにもよる。例えば、男鹿市の若美地区にある小深見町内会などがあげられ（木元 2020）、ユネスコ無形文化遺産登録が行事の保存という点でも効果があげた好例といえよう。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によってその成果が激減する。2020（令和 2）年大晦日には 35 町内の実施と大幅に減少した。当時の状況を鑑みても、35 町内会というのは比較的多い実施数かもしれない。元来、この行事は外部からの観覧者を迎えるものではなく、比較的狭いエリアの集合体で実施されるものであるということが影響しているものと考えられる。実施に踏み切った町内においては、普段から顔を突き合わせている近所同士で行う行事であり、一度やめると再開が難しくな

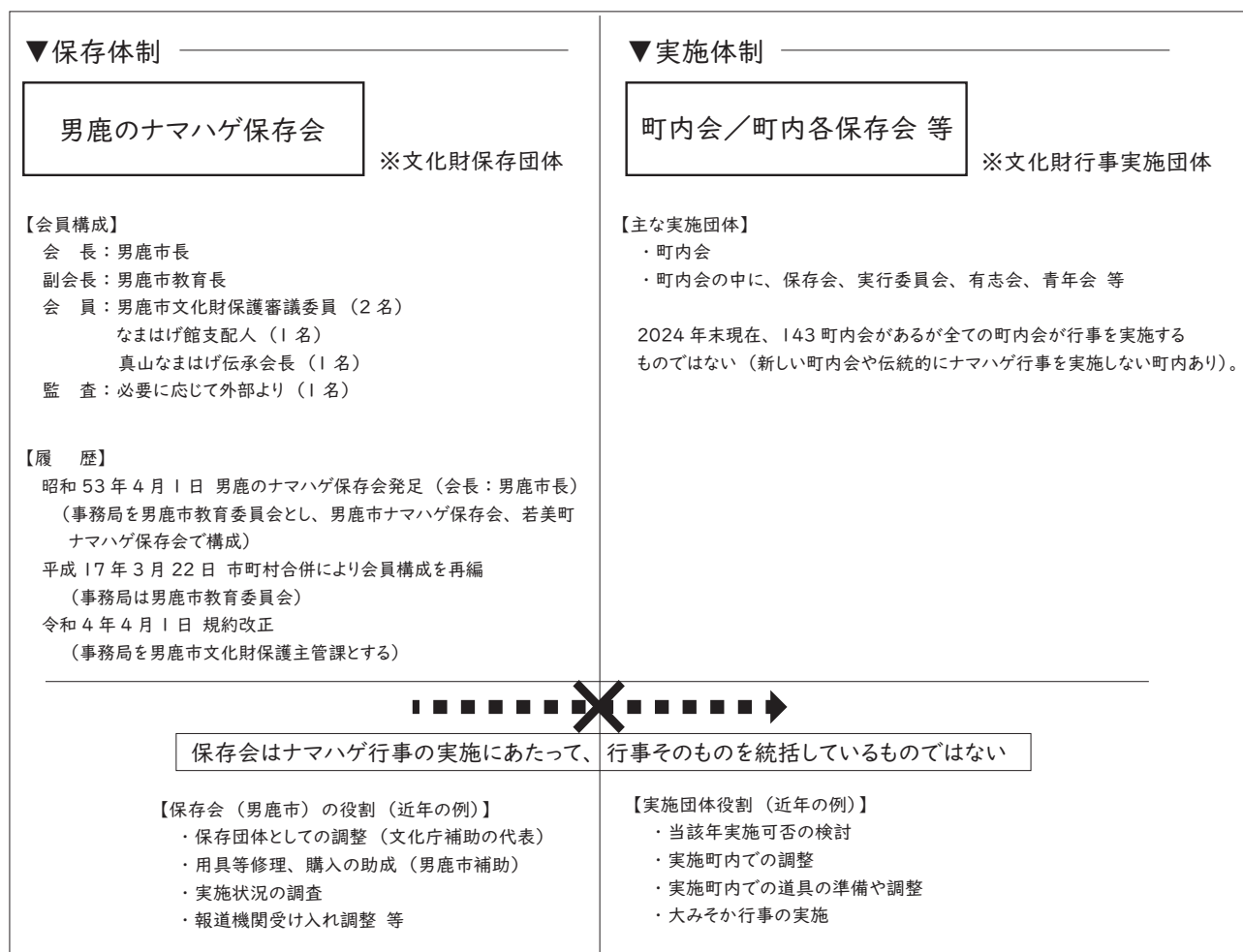


図1 男鹿のナマハゲ保存体制と実施体制フロー図

るため何とかして実施する、という確固たる意思のもと実施している。この時は男鹿市、男鹿のナマハゲ保存会としても、感染症対策をした上での実施を周知している（図4）。

そして2021(令和3)年以後60から70町内会の実施数で横ばいに推移しており、数年間行事が行われなかったことが原因で、町内会内の保存会を解散した

り、中心になって行事を仕切っていた方が逝去したことなどにより自然消滅してしまったなど、2018年当時の実施数まで戻することは困難なことが予測されている。

大晦日のナマハゲ行事実施状況モニタリング

(実施団体数)

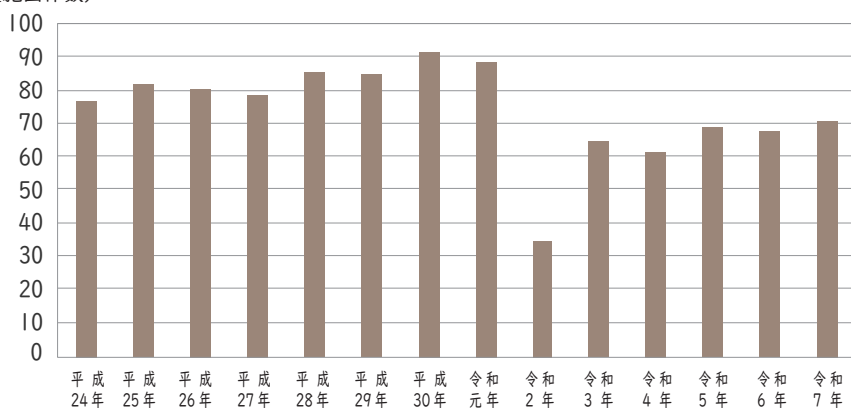


図2 大晦日のナマハゲ行事実施状況

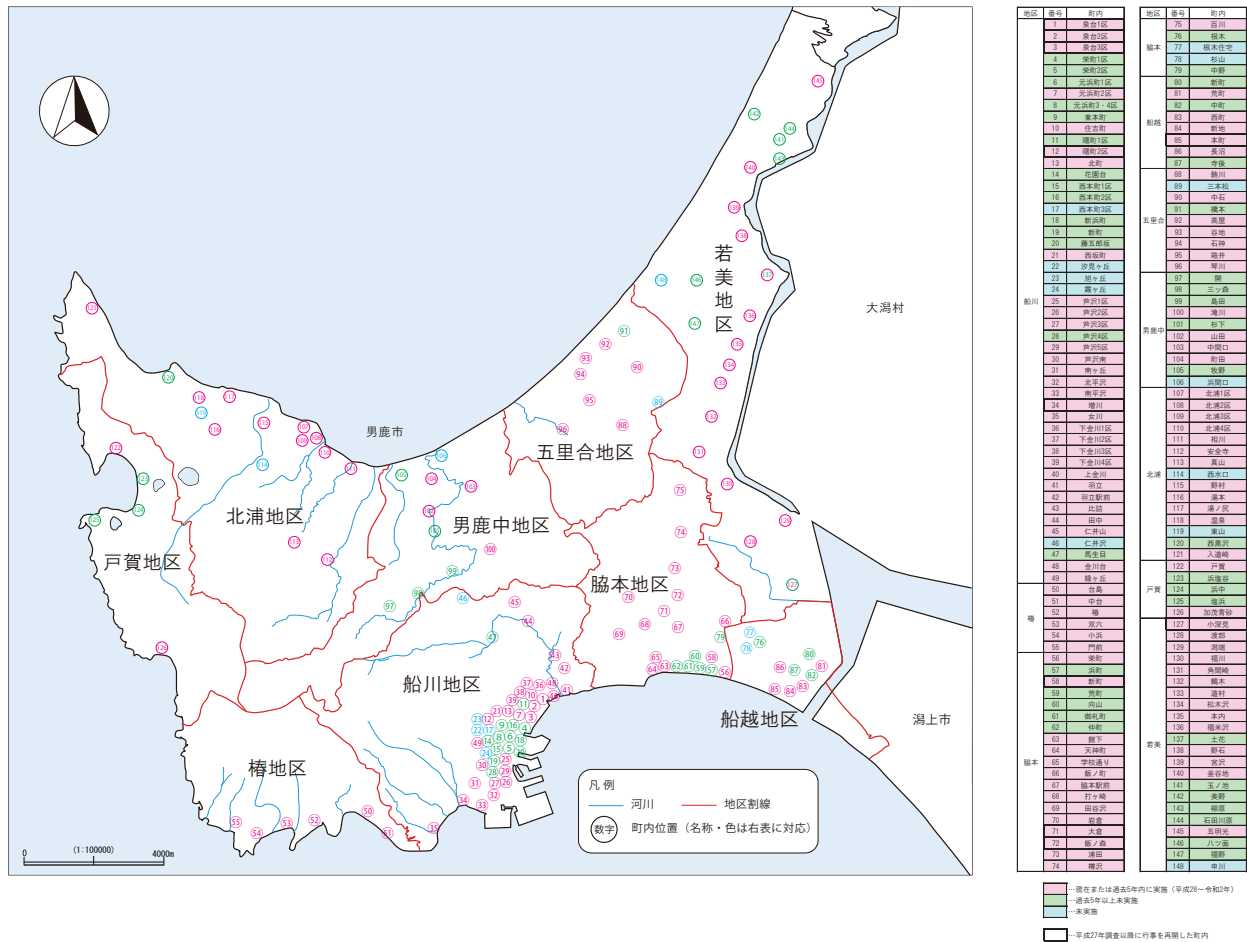


図3 男鹿半島でのナマハゲ行事の実施地区と地区区分 (男鹿のナマハゲ保存継承協議会 2021)

(3) 行事の記録

社会情勢の変化とともに、行事のあり方が変化しながら継続されるのが無形民俗文化財の特徴である。男鹿のナマハゲもその点是否めない。何が伝統的な行事のあり方であるのかなど常に模索が続いている。例えば、ナマハゲといえば必ず出てくる言葉に「泣く子はいねが～」というものがあるが、いつ頃から使われはじめたのかは不明である。比較的新しい口上ではないかと推察する。また、持ち物として、近年一般的な出刃包丁や桶、御幣があるが、特に御幣は明治後期以降の持ち物であることが推察されている。ナマハゲの威圧的で横暴な言動が悪弊の風習ととらえられ、風紀上の規律を正すとして、明治21年に警察からの取り締まりを受け、一時禁止されたことがある。これによりナマハゲと祭祀の結びつきを強め、御幣を持ち始めたのではないかと考えられている (鎌田 2004)。

過去の変遷も重要であるが、これからの保存や継承にあたり、現状を記録していくということは重要である。男鹿市では例年のモニタリングの他、不定期で悉

令和2年11月16日版

ナマハゲ行事の実施に向けてのお願い

男鹿市

今年もナマハゲ行事の時期が近づいてきました。
実施にあたり新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします。

行事を実施する場合

3つの密をさけ、まめに手洗い、消毒
 事前の体温測定・健康チェック
 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
 症状がなくてもマスク着用にご協力を

ナマハゲ行事を行うみなさま

訪問は短時間に
 大声をたず場合は、一定の距離を確保 (約2m)
 お酒等の回し飲みはさせましょう
 面を共有する場合はしっかり消毒を
 参加者の連絡先を控えておきましょう

迎える家のみなさま

一定の距離を保ち、真正面を避けて会話をしましょう
 大喧嘩は避け、もてなしは個々に
 こまめな換気を心がけて

お問い合わせ

ナマハゲ行事について
 文化スポーツ課 24-9183
 新型コロナウイルス感染症対応について
 健康子育て課 24-3400
 総務課危機管理室 24-9113

図4 ナマハゲ行事実施に向けてのお願い

皆的に行事そのものの聞き取り調査を実施している。最も初期のものは、重要無形民俗文化財指定にあたり調査したものである。1977（昭和52）年の聞き取り調査をまとめたもので、明治後半生まれの地元在住者を中心に聞き取りを行った貴重な資料となっている（男鹿市・若美町1981）。その後、2018（平成30）年のユネスコ無形文化遺産登録前後の状況を記録するため、2015（平成27）年と2019（令和元）年の実施状況を記録して報告書にまとめた（男鹿市教育委員会2017・男鹿のナマハゲ保存継承協議会2021）。

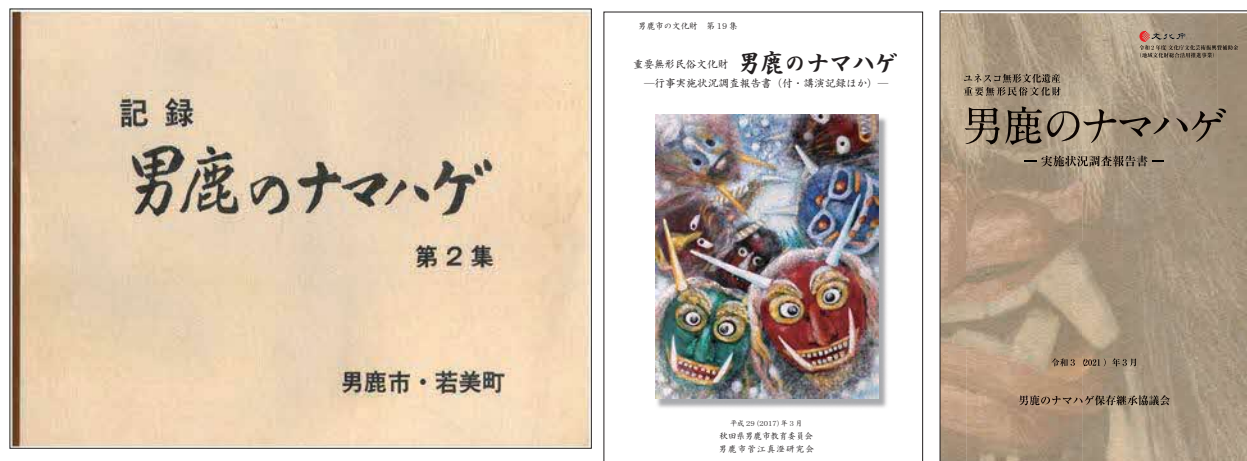


図5 男鹿のナマハゲ行事の記録（左から1981刊、2017刊、2021刊）

（4）なまはげ館と男鹿真山伝承館の役割

なまはげ館は男鹿市北浦真山に位置する観光施設の一つである。1999（平成11）年に「男鹿のナマハゲ」の保存伝承とふるさと意識の高揚を図るとともに、観光拠点としての役割を担うことを目的に設置された。なまはげ館は男鹿のナマハゲ行事の展示に特化した博物館施設であり、博物館法上では、博物館類似施設となる。学芸員はいない。男鹿市観光課が所管し、おが地域振興公社が指定管理者となっている。鉄道駅に隣接しておらず、最も近い駅から約12km離れているため、決して利便性が高い立地とはいえないものの、年間12万人程度の入館者を維持しており、男鹿市の観光施設の中核を担っている。なまはげ館単体として、令和6年度には約1億5千万円の売上があり、その内訳は入館料が約7千2百万円、売店売上額が約7千5百万円となっている。大きな収入のある施設であることから指定管理料は年間0円で運営されている。

市の所管部署からも明らかなように、「観光」的側面が強い施設であるものの、展示内容は「文化財」

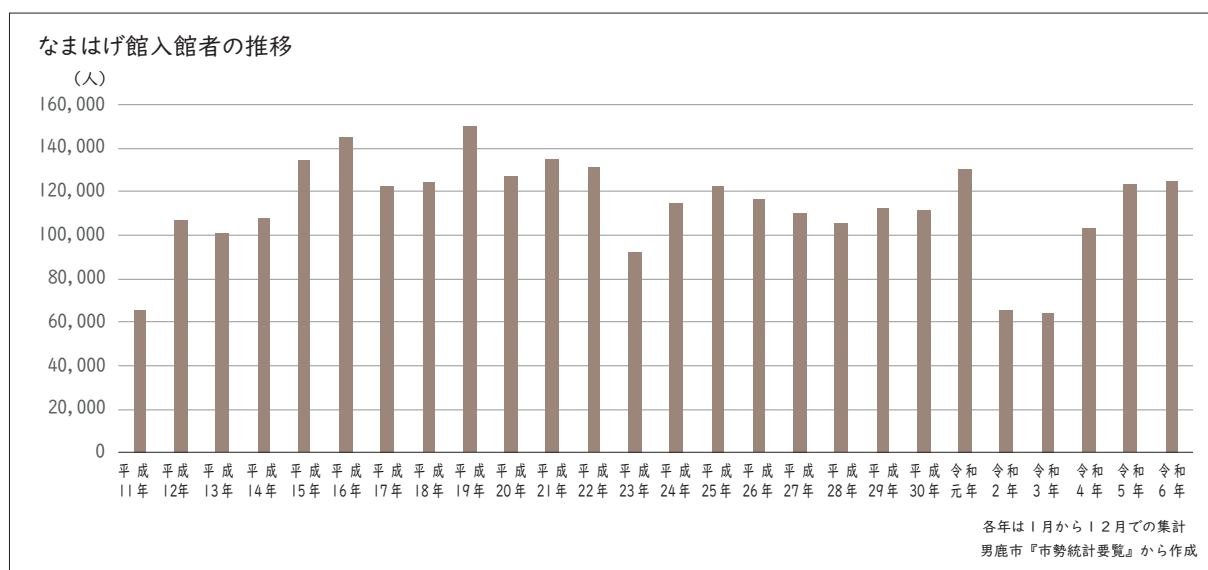


図6 なまはげ館の入館者推移



写真1 年末のなまはげ館展示状況

的側面が強い内容であるため、行事に対する問い合わせや、各種研究協力の依頼など問い合わせも多いが、上述したように学芸員が不在で研究などは行っていないため、市の文化財保護所管課である文化スポーツ課とも関わりが深く、協力体制を敷いている。

展示においては150面以上の面が保存展示されている。これらは過去に実際に使われていたものを収集したり、所有者から借用して保存展示しており、中には現在も現役で使用されている面もある。これらは例年クリスマス頃に町内会に返却され、大晦日の行事で使用される。その間、なまはげ館では写真で展示されている。

売店ではナマハゲに関連したお土産などの商品が置かれ、なまはげ館としてのオリジナル商品もある。多くは「秋田県」のお土産として、ナマハゲをモチーフに作られ委託販売として置かれている商品も多い。それだけ、ナマハゲはたくさんの商品に使われている。男鹿市へ許諾を求める依頼も年間を通して多くなっている（ただし、男鹿市では許可制をとらず、文化財としての配慮をお願いする形をとっている）。

なまはげ館に隣接する男鹿真山伝承館は、国の登録有形文化財建造物の曲屋であり、その中で毎日大晦日の真山地区の行事を再現している。施設自体は宗教法人真山神社が運営しており、その再現は学習講座として位置づけられている。なまはげ館と共通入館で利用することが効果的であり、多くの見学者はセットで入館する。両館を合わせた滞在時間は約60分であり、「男鹿のナマハゲ」という行事がどういうものであるのかを知ることができる。

(5) 行事実施の実例

実例として男鹿市内で大晦日にナマハゲ行事を実施している3地区を取り上げるが、特に記載がない場合は、2019（令和元）年の数値を取り上げる（男鹿のナマハゲ保存継承協議会2021）。



写真2 真山地区のナマハゲ行事とツアー受入（2011年）

①北浦真山地区

男鹿半島中央に位置する山間部の地区で、なまはげ館や男鹿真山伝承館が所在する地区である。ナマハゲに係る観光振興の拠点的地域。世帯数は55世帯。ナマハゲは55軒に訪問し、このうち家に上がるのは約12軒である。ほとんどの家では豪華なお膳が用意されるが、ナマハゲが手を付けることはない。男鹿半島内で最も伝統やしきたりを重視している地区であり、その様子は男鹿真山伝承館での再現でも取り上げられている。面は普段は町内会長宅で保管し、大晦日以外に公開することはない。木製の面で、角がないことが特徴。手には何も持たない。毎年2月に行われる観光行事である「なまはげ柴灯まつり」にも積極的に関わっている。なまはげ館と協力して、大晦日には市内宿泊施設の宿泊者を中心とした大晦日の行事の見学ツアーの受け入れを行っている。

②脇本大倉地区

男鹿半島南東に位置する田園部の地区である。世帯数は80軒。ナマハゲは80軒を訪問し、このうち家に上がるのは約20軒である。15軒ほどでお膳が用意され、ナマハゲが手をつけることもある。当該地区のナマハゲは昭和初期から記録化されており、よく知られた地区である。町内会の中に実行委員会を組織し、毎年大晦日にナマハゲ行事を実施している。20代から40代の比較的若手で行事を担っており、中には子どものいる父親もいることから、地域を回る中で、自らの家の時には、玄関前でナマハゲ役を交代し、先回りして自宅に入ってナマハゲを迎える役割を担うなど、一人で複数の役割を担いながら、行事を実施している。面はザルを土台とした比較的大型の面で、包丁と御幣を持つ。



写真3 脇本大倉地区のナマハゲ行事（2024年）

③若美釜谷地地区

男鹿半島北東に位置する田園部の地区である。世帯数は60軒。ナマハゲは50軒を訪問し、このうち、家に上がるのは約30軒である。5軒ほどでお膳が用意され、ナマハゲが手をつけることもある。町内会の中に保存会を組織し、20代から40代の比較的若手で行事を担っている。2025（令和7）年現在、町内の中に小学生以下の子どもがいないが、精力的にナマハゲ行事を実施し



写真4 若美釜谷地地区でのナマハゲの活用事例（2025年）

ている。さらに大晦日以外にもナマハゲを用いた積極的な活動を行い、ナマハゲと地域との関わりを重要視している。一部の例をあげると、テレビなどマスメディアの取材を積極的に受け入れるとともに、市内のマラソン大会では沿道でナマハゲとして応援するなど、ナマハゲの保存と観光活用を積極的に行う地区である。

3 男鹿のナマハゲの継承

男鹿のナマハゲ行事を継承していく上で必要であると考ええるものは以下の4点であると考えている。

- ①ナマハゲ側実施者の確保
- ②ナマハゲ用の用具の確保
- ③受入れる家の確保
- ④男鹿市民の思いを高める

このうち、実施側の金銭負担が発生する②の用具の確保について、必要な面や衣装、持ち物の補修に関して、男鹿市では2021（令和3）年以来「男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金」を創設し、用具の修理、新規購入の50%をナマハゲ行事の実施団体に対し補助している。さらに2023（令和5）年からは地域独自の面を復元する場合に限り、80%に補助率をかさ上げしてより伝統性を高めるための取組を行っている。また男鹿のナマハゲ保存会を事業主体者として、2022（令和4）年には国庫補助金の「地域の伝統行事伝承事業」を活用するなどして、用具の維持については一定の成果を上げている。

そして、男鹿のナマハゲ行事を継続していくのは男鹿市民であり、男鹿市民がナマハゲ行事を継続していくんだという思いを維持していくことが必要である。そのためには、男鹿半島内での価値付けと男鹿半島以外の外部からの注目が必要である。外部からの賞賛があることで、自分たちの行事の価値を再認識す

男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱	令和6年3月改正施行
（趣旨） 第1条 この要綱は、重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ」行事の保存継承を図るため、行事を実施する市内の町内会又は団体に対して交付する男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。 （補助金の対象事業者等） 第2条 補助金の交付対象事業者は、次のとおりとする。 (1) 市内町内会、部落会、区会、郷中会などの自治会（以下「町内会」という。） (2) ナマハゲ行事を実施する保存会、伝承会などの団体（以下「保存会」という。） 2 前項に定めるもののほか、市長が特に認めた団体 （補助金の対象経費） 第3条 補助金の対象経費は、次の各号のとおりとする。 (1) 大晦日のナマハゲ行事に使用する、道具修理及び新調に係る経費のうち消耗品費、手数料、委託料、原材料費及び備品購入費 (2) 市長が特に必要と認めたもの （補助金の交付限度額） 第4条 補助金の交付限度額は、前条で定める対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、面については、過去の資料や写真を参考として、地域特有の面を修理又は復元制作した場合は、当該面についての対象経費の合計額の5分の4以内の額とする。 （申請手続） 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1) 事業実施計画書及び収支予算書（様式第2号） (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 （補助金の交付決定） 第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。 2 市長は、補助事業を適正に行わせるため、前項の補助金交付決定通知書を交付する場合において、必要な指示、指導又は条件を付することができる。 （補助金交付申請書の取下げ） 第7条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された指示、指導又は条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金交付申請書の取下げをすることができる。	2 前項の規定による補助金交付申請書の取下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。 （事業計画の変更等の承認申請） 第8条 申請者は、事業計画の変更等を行う場合、補助金交付決定変更（廃止）申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、補助金変更（廃止）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。 （実績報告） 第9条 申請者は、事業終了後、速やかに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 事業報告書及び収支決算書（様式第7号） (2) 修理又は購入した道具の写真 (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類 （補助金の交付） 第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。 2 補助金の支払は、原則的に精算払とするが、補助事業実施状況を確認の上、交付する。 （概算払） 第11条 前条の規定にかかわらず、当該補助事業が完全に遂行され、補助事業の実施上必要と認められる場合、市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号又は第163条第2号に規定する補助金等の概算払をすることができる。 2 前項の概算払を受ける場合は、申請者は補助金概算払申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。 （その他） 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。 （有効期限） 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。 附 則 この要綱は令和5年9月1日から施行する。 附 則 この要綱は公布の日から施行する。

図7 男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱

ることができる。そのため、ナマハゲ行事自体が持っている意義などをしっかり周知し、各種パンフレットやWEBサイト、解説書などを用いてナマハゲの本質を明確にしていく必要がある。

そして男鹿市民の地域文化に対する思いを温めていく活動をしていく必要がある。テレビや書籍などでナマハゲが笑いの対象などとして、面白おかしく取り上げられたりすると、それを見た市民から苦言の連絡がくることもある。市民のナマハゲに対する思いが垣間見える側面である。このような思いを大切にしていきたい。



図8 パンフレット



図9 WEBサイト

4 男鹿のナマハゲと観光振興

(1) なぜナマハゲは知られるようになったか

男鹿のナマハゲは江戸時代の紀行家菅江真澄が図絵を残しており、それを引用する形で明治期から着目され広く知られるようになった。1900（明治33）年の『風俗画報』第202号には挿絵入りで紹介され、1929（昭和4年）の『日本風俗地理体系』Ⅳで極彩色の印刷で巻頭に掲載された。これらの書籍に加え、民俗学の柳田國男や折口信夫が来県し研究したことなども男鹿のナマハゲを全国区の行事とすることを後押しした。

その後、1936（昭和11）年2月8日にはNHKラジオでその声が電波にのり、1941（昭和16）年に公開された映画『土に生きる』の公開により音声とともにそのビジュアルが広まった。そして、1958（昭和33）年12月31日に全国中継され、より多くの人が知るところとなっていくのである（磯村2004）。

(2) 観光コンテンツとしてのナマハゲ

男鹿のナマハゲは観光コンテンツの一つとして、今では秋田県全体の観光イメージの一つとなっている。そのため、秋田県とナマハゲが結びついても、「男鹿」と合わせて想定できる方は少ないかもしれない。

県内外の様々なイベントやキャンペーンでナマハゲを目にする機会が多い。それは面と衣装と人がいれば、比較的容易に実演しやすいという特徴が影響していることは容易に想像できる。1956（昭和31）年には秋田市や仙台市で実演を行っており、1959（昭和34）年には東京タワーに出向いて実演を行う観光キャンペーンを行っている。



写真5 観光キャンペーンの様子

また、観光分野だけに限らない各種コンテンツにナマハゲはひっきりなしに登場し、各種商品やテレビ番組、CM、広告物、アニメ、漫画などで目にすることも多い。2019（令和元）年にはNHKのブラタモリでナマハゲを核とした放送が行われた。

さらに近年では観光地域づくり法人としてのDMOによる大晦日のナマハゲ行事を見学するプレミアムツアーが旅行商品の一つとして販売されている。行事は大晦日の夜に各家庭を訪れるプライベートな行事であるため、純粋な観光客が家に上がって見学することは難しい。しかし、例年大晦日の行事を見学したいという要望も多く、ナマハゲ行事を実施する町内会と連携して数名の観光客を受け入れている。旅行代金は男鹿市内集合・解散の日帰り夕食付きで一人22,600円（2025年）と市内の観光ツアーの中では最も高額なものとなっている。人気は高く、外国人の参加も例年見られる。このツアー代金の中にはナマハゲの実施団体に支払われる謝礼も含まれている。



ユネスコ無形文化遺産
『男鹿のナマハゲ行事』プレミアムツアー
男鹿で最もプレミアムな体験を!!

2025年
12月31日(水)

14:45 なまはげ館 集合・受付
15:00 真山伝承館にて事前学習
15:30 なまはげ館見学後早めの夕食
16:20 各地区へ移動
17:00 各地区にてナマハゲ行事体験
20:20 ナマハゲ行事終了
21:00 なまはげ館 解散

[募集締切] 2025年12月18日(木)
[定員] 11名 ※定員に達し次第締切

男鹿半島で行われる大晦日の民俗行事。
行事を実施する団体に同行して間近で見学できる特別な体験ができます！

おひとり様
(日帰り、夕食付)

22,600円(税込)

※ご旅行代金の一部はナマハゲ行事の保存・伝承のため、受入団体にお渡しいたします。
※集合場所までの交通費は各自でご負担となります。

- ・利用バスまたはタクシー会社：浮田産業交通（株）
- ・添乗員、バスガイド：同行しません。
- ・男鹿半島から到着までは乗員がご案内いたします。
- ・見学地区はご選択いただけません。
- ・小雨決行（雪に備えた服装は各自で準備してください）。
- ・入館料及び体験料、食事（夕食1回）、現地での移動交通費は旅行代金に含まれます。

◎パソコンならアクティビティジャンプのサイトで「ナマハゲ」と検索。
◎スマートフォンなら右の2次元コードを読み取。

「秋冬アソビ割」対象！
休日25%OFF（最大6,000円割引）
アクティビティジャンプに掲載されている秋田県で実施される体験・アクティビティが対象となるキャンペーンです。
<https://akita-act.jp/>

お問合せ
お申込み

（一社）男鹿市観光協会
OGA-CITY TOURISM ASSOCIATION
☎0185-24-4700（受付時間／平日9:00-17:00）
地域づくり法人(登録DMO)観光庁登録 第30173号
〈企画〉男鹿DMO「なまはげツーリズム」

秋田県知事登録旅行業第2-46号
国内旅行業務取扱管理者 佐藤 豊

図10 DMO企画の大晦日の行事を体験するプレミアムツアー（左は2018年の様子、右は2025年告知チラシ）

(3) なまはげ柴灯まつりの開催

大晦日のナマハゲ行事は各家庭で行われるもので、観光客が男鹿市内で見える機会がなかなかなかった。さらに知名度が上がった男鹿のナマハゲを核として、男鹿温泉郷の宿泊者増加につなげることを目的に、真山神社で行われている神事「柴灯祭（さいとうさい）」と組み合わせて、男鹿温泉郷に近い星辻神社で開催したものが観光振興施策としてのなまはげ柴灯まつりである。その後、現在の真山神社を会場に例年2



写真6 なまはげ柴灯まつり

月の第2土曜日を含む3日間開催されるようになり、令和7年2月の第62回なまはげ柴灯まつりではのべ13,600人の観覧があった。八戸えんぶりなどとともにもちのく五大雪まつりとして、東北を代表する冬まつりの一つとなっている。

(4) ナマハゲをモチーフとした商品と開発

ナマハゲをモチーフとした商品はとても多く販売されている。秋田県内のお土産を取り扱う店で、ナマハゲに関連した商品を1点も取り扱っていない店舗はないのではないだろうか。また、各種企業などでは独自にイラスト化し、商品などに掲載する場合も多く、駅や空港、各種お土産店やスーパーなど様々な店舗でナマハゲが使用された商品が販売されている。

ここではアトリエ鈴の鈴木代表の取り組みを紹介する。アトリエ鈴はいわゆるナマハゲとしてよくみる商業的な面ではなく、様々な風体の地域独自の面に着目し、それを自身がイラスト化の上、商品化して男鹿市総合観光案内所を中心にお土産物として販売している。商業的に大規模販売を行っているものではないが、自社で企画、製造まで行っている。その他、既存商品のコラボレーションを行い、自身のイラストを使用してパッケージデザインを行うなど、多彩な活動をしている。さらに商品の売価にはナマハゲ行事保存伝承のための寄付分も含まれており、これらは男鹿市へ寄付されている（写真7）。



写真7 アトリエ鈴さんの活動

(5) インバウンド対応

国内のインバウンド需要の拡大やユネスコ無形文化遺産登録により男鹿市でも外国人観光客が増加傾向にある。そこで課題となったのが、「男鹿のナマハゲ」をどう理解してもらうかである。

パンフレットなどのソフトは多言語版を作成するなどで対応しているが（2026年現在、パンフレットは英語・繁体字・簡体字・韓国語・ロシア語、一部フランス語も用意している）、最も課題であったのが、なまはげ館の展示と男鹿真山伝承館での再現の理解促進である。これらは観光庁の「地域観光資源の多言語解説支援整備事業」を活用し、わかりやすい翻訳を作成した上でタブレット端末で場面展開などを紹介している。

なお、ナマハゲ行事はアジア圏からの観光客には比較的容易に受け入れられる傾向にあるが、欧米圏からの観光客には女性軽視や幼児虐待として見られることも多い。そのため、翻訳などは一部意識を行い、行事の本質が伝わるよう配慮している。宗教的な問題もあると考えるが、多文化理解をどう進めていけるのかという問題が新たに生じている。

(6) なまはげ太鼓の誕生

なまはげ太鼓は1970年代後半にナマハゲと和太鼓を組み合わせ、男鹿温泉エリアのホテルや旅館の



写真8 なまはげ太鼓

滞在客を楽しませる新しいコンテンツとして考案された。1978（昭和53）年に第15回目のなまはげ柴灯まつりを記念して祭り会場で初公演されたようだ。2007（平成19）年には男鹿温泉郷内に定期公演の場として男鹿温泉交流会館五風が建てられ、男鹿温泉郷内の目玉の一つにもなっており、なまはげ太鼓は国内外での出張公演依頼も多くあるなど、男鹿を代表する観光コンテンツの一つとなっている。

なまはげ太鼓は大晦日の伝統行事とは直接の関連性はない。そのため江戸時代から続く伝統行事の現代活用における典型例として、単純な文化財行事の説明だけでなく現代的視点を含めて学ぶことができるとして、教育旅行誘致の営業も行っている。さらに、太鼓の演奏者が大晦日のナマハゲ行事の担い手として活動するなど、行事継承の面でも良い面を有している。

（7）ナマハゲ伝導士認定試験

ナマハゲ本来の持つべき意味合いを正しく理解してもらう機会とし、ナマハゲを深く知ることで内外に対して保存伝承意識の高揚とサポーターの育成に繋げ男鹿の観光振興に繋げることを目的に一般社団法人男鹿市観光協会によって年に1回開催されている。2025（令和7）年末までで23回開催され、これまで約1,900人のナマハゲ伝導士が認定されている。このうち、80%以上は市外からの参加である。2020（令和2）年にこれまでの認定者すべてにご案内の上、希望者が登録するメーリングリストを作成し、観光情報やナマハゲに関する情報などを周知する体制ができた。その中で、例年12月に男鹿市の若手職員向けに行うナマハゲ所作講習に伝導士認定者も参加できることとし、所作講習を修了すると、なまはげ柴灯まつりの特定プログラムに面をつけてナマハゲとして参加できる取組を行っている。2025（令和7）年度からは年に2回開催されることが決まっており、毎年定員を大きく上回る申し込みがある。



写真9 ナマハゲ伝導士認定試験の様子

（8）ナマハゲと街づくり

男鹿のナマハゲは街づくりでも様々な活用がなされている。その代表例として巨大なナマハゲ立像が市内3か所に設置されており、そのうち最大のものが男鹿総合観光案内所にある。高さ15mの立像で、男鹿半島の入口に位置するため目を引くことから多くの観光客が写真撮影を行っている。また小規模なモニュメントはいたるところにあり、各施設内にはJR男鹿駅を代表として面や等身大のナマハゲが飾られる。その他にも道路標識や観光案内看板に描かれ、さらには「なまはげ大橋」などの名称となっている。



写真10 ナマハゲのモニュメントや標識・パネル等

市内にあるナマハゲのモニュメントやイラストの数は総計200を超えている（渡部2017）。

ソフト面では、『男鹿市総合観光パンフレット』の表紙はここ10年間ナマハゲが表紙を飾り、2025(令和7)年版は全28ページ(表紙・裏表紙を含む)の内7ページがナマハゲに関連するページである。また、2020(令和2)年に策定された『男鹿市総合計画』では、そのサブタイトルが「なまはげの里 夢への挑戦」となっており、現在の菅原広二男鹿市長の挨拶では市内外を問わず、冒頭の自己紹介は「ナマハゲの里、男鹿市長の～」で始まる。男鹿市の街づくりにおいてナマハゲが核となっていることがおわかりになるであろう。

2024(令和6)年にJR男鹿駅前再開発事業に付随して、駅前から商店街への周遊化を図るため、「なまはげさんぽみち」が観光課によって設定された。JR男鹿駅を起点として徒歩約15分の道程であるが、かわいいイラストのナマハゲが描かれる看板をたどって、商店街を歩くものである(写真11)。

男鹿市では観光振興だけでなく、街づくり、市政運営などに「男鹿のナマハゲ」が活用されている。統計的な把握は行っていないが、男鹿市職員の名刺にはかなり多くの割合でナマハゲが描かれていると思う。



写真11 なまはげのさんぽみち

5 男鹿のナマハゲ行事の課題

(1) 保存と継承の課題

①行事実施に関する課題

国内の他の行事と同様に少子高齢化の影響は否定できない状況にある。ナマハゲ行事は子どもだけを対象とした行事ではないため、子どもの有無が行事の実施可否に必ずしも影響するものではないが大きな問題をはらむ。ナマハゲそのものを受け入れる家の減少に直結する。静かな年末を過ごすため、子どもがいない、若い人がいない等の理由により、ナマハゲが訪れることを断る家が多くなってきている実情である。同時に、準備が大変、衣装のケデで家が汚れることなどを理由にナマハゲが入ることを断る家もある。ナマハゲを行う側の確保よりも大きな課題であると認識している。

また、家屋構造の変化も大きい。玄関や部屋の入口などは引き戸であったが、現代家屋ではドアが多いため、間口も狭く、ナマハゲが入りにくい構造に変化している。ナマハゲ行事の継続に根本的な問題を及ぼす問題ではないものの、行事のやりにくさという点で課題としてあげておく。

さらにコンプライアンスの問題も大きい。昔（80代以上の世代が子どもの頃）はナマハゲは特別扱いされていたこともあり、暴れるのがあたりまえ、暴れてこそ厄払いに良いという観点から、おとなしいナマハゲは吐責の対象であったし、家のガラスが割れるなどの多少の破壊行為も「神様のやったことだから」と大目に見られていた傾向にあったと話を聞く。しかし、現代ではナマハゲが割ったガラスは弁償の対象であり、酒に酔って暴れすぎることはよくないとされている。

これらの課題は過去にも顕在化し、1964（昭和39）年にナマハゲでも一応の礼儀はもってしかなるべきとのことで、男鹿市連合青年会で協議されたこともあるようである。さらに2007（平成19）年大晦日には、行事の一環として男鹿温泉郷のホテルを回ったナマハゲが、泥酔の上女性の浴室に入り込んだということがニュースになった。この時にもナマハゲとはどうあるべきかということが議論されることとなった。

現代の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら変化が求められる伝統行事であるが、酒で接待されるという点は変化がないため、寒い外と温かい家の中を行き来し、多種多量の酒を飲むナマハゲが酔う速度はすさまじく、泥酔した結果のトラブルなど現代的な課題がある。2025（令和7）年大晦日実施のナマハゲ行事について、男鹿市からも節度ある行事実施を呼びかけられた（図11）。

②用具の確保に関する課題

ナマハゲが着用する衣装はケデと呼ばれ、その年に取れた稲ワラを用いて手作りで編み、行事終了後は神社の鳥居や狛犬にまいたり、お守りや神社のお札と同様に焼いたりしていた。しかし、近年ではケデ用のワラの確保が難しくなり、通年使用できる麻を主体として蓑状の衣装を着用する地域も多くなってきている。稲刈りの手法の変化や刈った後の処理の手間の問題が大きい。

また、元来、同日のほぼ同じ時刻で各集落がそれぞれ行事を行っていたため、他地域のナマハゲ行事を見ることがなかった。そのため、面も自分たちが「これぞナマハゲ」と思う面を作り使用してきた。しかし、メディア

今年もナマハゲ行事の時期が近づいてきました。平成30年にはユネスコ無形文化遺産に登録され、世界からも注目を集める行事となりました。

ナマハゲは大晦日の夜、各地区のいろいろな面や衣装・所作で家々を訪問し、1年の厄を祓い、新しい年の福をもたらしてくれます。

この行事には、「怠けたいと思う心を戒め、勤勉であること」「家族を大切にすること」「お年寄りを敬い、子どもをかわいがること」「誰が見ていなくても嘘をつかないこと」といった、私たちが忘れてはならない大切な思いが込められています。

さらに、伝統的な行事である一方で、現代の価値観に沿った振る舞いも欠かせません。行事を通して受け継がれてきたことに目を向けて、次の世代へつないでいきましょう。

ナマハゲ行事実施へのおねがい

- 公序良俗に反する振る舞いは厳禁！
- 子どもへの過度な怖がらせは控えましょう
- 地域のナマハゲの所作や伝統的な迎え方を次の世代に伝えましょう

▶問い合わせ／文化スポーツ課文化ジオパーク推進班
伊藤 ☎24-9103

図11 ナマハゲ行事実施へのお願い
（男鹿市広報令和7年11月号掲載）

が発達し、隣の集落や地域がより近いものになった現代においては、面などにおいても画一化する傾向にある。代表的な事例としては、購入したナマハゲの面を使用するということである。その是非を非難するものではないが、地域ごとの個性をもった面が失われていくことに課題があると感じている。

(2)文化財保護と観光振興のはざまの課題

地域の伝統行事という側面と観光振興のコンテンツという両側面を有する「男鹿のナマハゲ」。古くから観光振興に盛んに用いられてきたことで、現代においても多くの地域で伝統行事が継続していることは否定できない。

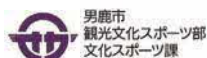
外部からその場だけの見学者が増えることによって、児童虐待である、女性差別であるといったような指摘をすることがあり、さらにその知名度を活用し、いわゆる客寄せパンダ的な活用のされ方などもあることから、男鹿市民の中でも活用方法に疑問を持つ方がいることも事実である。そのため、町内会の中では、あくまで地域の行事という点を重視し、観光客の受け入れや報道機関の受け入れを行わない地域もある。また、「観光で使いすぎ」、「外に出すぎ」といった考えを持つ市民がいることも実情である。しかし、男鹿市の中ではおおむね、「大晦日のナマハゲ」と「観光のナマハゲ」といった暗黙の区別がなされており、特に「観光のナマハゲ」については一定の許容があるように感じている。長い歴史の中ですみ分けがなされてきた結果であろう。

また、メディアへの露出が大きいという点で大きな課題がある。ナマハゲ行事そのものの意義が誤解されて伝わっていることである。マスメディアは短い時間でインパクトのある映像を伝えるため、ナマハゲが子どもを叱って、子どもが泣くシーンがクローズアップして取り上げられる。そのため、ナマハゲ行事は子どものしつけのための行事として捉えられている傾向があることに加え、児童虐待ではないかといった指摘を受けることがある。近年、教育や医学分野において子どもの教育や道徳面でのナマハゲの事例分析などの例もあり（武内 2012・2023）、子どもへの叱責は行事の一側面ではあるものの、全てではない。

さらに、その映像が観光キャンペーンを取り上げたものである場合、多くの保護者はナマハゲに向かって、子どもをしつけてほしい、この子は言うことを聞かないなどと言って、ナマハゲに自らの子を差し出す場合がある。この行為はナマハゲ行事の本来のあり方からはかけ離れており、親はナマハゲの叱責から子どもをかばわなければならない。

ナマハゲ行事に限ったことではないが、行事の一部が切り取られて広まることで、行事のあり方への誤解が広まってしまう。文化財保護と観光振興、ひいては活用における大きな課題として乗り越えていく必要があると感じている。

（文責：文化スポーツ課 五十嵐祐介）



ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財
「男鹿のナマハゲ」行事を取材される報道機関の皆様へ

秋田県男鹿市

大晦日の行事取材に係るお願い

日ごろより、当市の文化財保護行政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」行事については、例年大晦日の取材依頼が多く、可能な限りの取材受入について、実施地区との調整に尽力しております。

しかし、取材方法などをめぐり課題なども生じていることから、報道機関の皆様へは、以下のお願いにご協力くだされば幸いです。

お願い事項――

- ◆当該行事は、地域でも大切にされている年中行事で、各地域がそれぞれ思いをもって実施しているものとなります。その点にご配慮願います。
- ◆本行事は必ずしも子どものみを対象とした行事ではないことにご留意ください。
- ◆本行事は、団らん中の一般家庭内に入り込む行事となります。そのため、各家庭内での撮影には十分な配慮をお願いいたします（取材受入について、当市より実施団体からの了解をいただいておりますが、全てのご家庭の了解までは得ておりません）。
- ◆取材時においては、実施団体と打ち合わせをし、撮影可能な家庭などについては、その実施団体の指示に従ってください。
- ◆ナマハゲに、過度なポーズの要望や、撮影のための演技指導などはご遠慮ください。
- ◆あくまで行事のままの取材とし、撮影のためのやり直しの要望などは絶対に行わないでください。

担 当
男鹿市観光文化スポーツ部 文化スポーツ課
TEL：0185-24-9103 / Mail：bunka@city.oga.akita.jp

令和5年12月作成

図12 行事取材機関へ配布している文書

参考文献

- 磯村朝次郎 2004 「ナマハゲ―その多様な仮面の記録」『ナマハゲ―その面と習俗―』日本海域文化研究所
- 伊藤直子 2019 「男鹿のナマハゲの今」『文化遺産の世界』Vol.34
- 伊藤直子 2022 「男鹿のナマハゲの継続と復活・再開―ユネスコ登録をめぐって」『まつりは守れるか 無形の民俗文化財の保護をめぐって』ハ千代出版
- 岡田寛文 2024 「民間伝承から皮膚疾患を考察する①温熱性紅斑」『Visual Dermatology』Vol.23No.5
- 鎌田幸男 2004 「生きているナマハゲの伝説」『ナマハゲ―その面と習俗―』日本海域文化研究所
- 鎌田幸男 2007 「ナマハゲ柴燈まつりとナマハゲ―観光を視点として―」『ノースアジア大学国際観光研究』創刊号
- 男鹿市教育委員会・男鹿市菅江真澄研究会 2017 『男鹿市の文化財第19集 重要無形民俗文化財男鹿のナマハゲ―行事実施状況調査報告書（付・講演記録ほか）―』
- 男鹿のナマハゲ保存継承協議会 2021 『ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財 男鹿のナマハゲ―実施状況調査報告書―』
- 男鹿市・若美町 1981 『記録 男鹿のナマハゲ』第2集
- 木元義博 2020 「男鹿のナマハゲ伝統行事復活の軌跡」『男鹿地域史研究ノート59』第6集
- 武内信彦 2012 「怠け者はいねが〜「男鹿のナマハゲ」」『石油技術協会誌』第77巻第4号
- 武内信彦 2023 「基調講演「子育てにおける道德教育」のナマハゲ」『子どもの心とからだ』Vol.31No.4
- 寺迫剛 2025 「共にこそ生き残る「ナマハゲ／なまはげ」と男鹿市」『雪国民俗』第49号 ノースアジア大学雪国民俗館
- 成澤徳子 2022 「男鹿のナマハゲ行事と外部参加者」『人口減少・超高齢化社会と外国人の包摂』株式会社明石書店
- 八木康幸 2009 「近代における民俗文化の発見とその知識、情報の普及過程：男鹿のナマハゲを事例として」『関西学院史学』36
- 渡部豊彦 2011 「なまはげと限界集落―伝統文化の衰退を考える」『歴史地理教育』774
- 渡部昇 2017 「男鹿市民が日頃目にするナマハゲの姿は―「道端のナマハゲ達」その種類・顔の色・持ち物など―」『男鹿市の文化財第19集 重要無形民俗文化財男鹿のナマハゲ―行事实施状況調査報告書（付・講演記録ほか）―』男鹿市教育委員会・男鹿市菅江真澄研究会
- Yusuke Igarashi 2013 「Engagements for the Preservation, Transmission, and Display of the Important Folk Cultural property, `Oga no Namahage`」『2013 Study Tour Report』pp.32-39、IRCI and UNESCO Office in Jakarta

5 ■ 総括

本研修会のコンセプトは各行事の流れや歴史的経緯を学ぶのではなく、来訪神：仮面・仮装の神々の全構成行事が各行事の課題を共有し、仲間の行事の事例を参考として保存、伝承に活用できるものにしようという趣旨で開催したものである。

第1回目の来訪神行事保存・振興全国研修会を秋田県男鹿市で「男鹿のナマハゲ」を事例として開催した。男鹿のナマハゲは古くから観光振興の核として活用されてきたこともあり、全国的な知名度が高い文化財の一つである。そのため、男鹿市のまちづくりや観光振興で積極的に活用されている反面、観光活用されているからこそその課題などもあり、その良い面、悪い面を含めて視察できる構成で計画した。男鹿市内の随所で見られるナマハゲの活用状況について、「ナマハゲは有名だから・・・」という参加者の声があったことも事実ではあるが、知名度が先行した結果、行事そのものの本質が置いて行かれているのではないかという問題が男鹿市でナマハゲ行事に携わるものの大きな課題意識の一つである。その一端を本研修会で共有できたものと考えている。

同時にもっとも重視したプログラムは、男鹿市で実際に大晦日の行事を実施している団体との議論である。男鹿のナマハゲはその実施手法上、文化財の指定団体である「男鹿のナマハゲ保存会（会長：男鹿市長）」が実際に行事を担っているものではなく、実際の大晦日の行事は市内の各町内会レベルでの個別の実施団体が担っている。その実際の実施団体と来訪神行事を構成する保存会の方々との交流はとても貴重な機会の一つであると考えたためである。

その結果、活発な議論が展開し、ホストである男鹿のナマハゲにとっても、ゲストである参加者にとっても有意義な時間となったものであろう。このような活動は対外的に脚光を浴びるものではないが、行事自体を保存、継承していくためには必要な議論であり、このような議論の蓄積が各行事の保存や継承への道筋に指す一筋の光になるものと考えている。

本研修の意見交換において、男鹿のナマハゲ行事の実施団体である脇本大倉ナマハゲ実行委員会の吉田和仁氏から「100年前から比べるとナマハゲも全然違ったものになってきているのではないかと考えている。（現在のナマハゲの状況を）文章なり何なりで残していきたいと考えている。」と意見の提示があった。その意見を受けた、吉浜スネカ保存会の岡崎久弥会長の「記憶だとぼやけてしまうので、記録に残していきたい。」という言葉が印象に残っている。本報告書もその一環として記録化したものである。その一助となれば幸いである。

次回の第2回研修会は、甕島のトシドン（薩摩川内市）、薩摩硫黄島のメンドン（三島村）、悪石島のボゼ（十島村）の合同開催として、鹿児島県で開催する計画で合意した。多くの行事関係者が参加し、活発な意見交換を行い交流を図ることができればと考えている。



6 ■ 来訪神行事保存・振興全国協議会

来訪神行事保存・振興全国協議会 会員名簿				
行事名	会員名	代表者役職	代表者氏名	協議会役職
甕島のトシドン	甕島のトシドン保存会	会 長	迫田 満男	理 事
	鹿児島県薩摩川内市	市 長	田中 良二	-
男鹿のナマハゲ	男鹿のナマハゲ保存会	理 事	菅原 昇	理 事
	秋田県男鹿市	市 長	菅原 広二	会 長
能登のアマメハギ	能登のアマメハギ・面様年頭保存会	副会長	番場 誠	理 事
	石川県輪島市	市 長	坂口 茂	副会長
	能登町秋吉地区アマメハギ保存会	会 長	橋本 忍	理 事
	石川県能登町	町 長	吉田 義法	-
宮古島のパーントゥ	島尻自治会	会 長	宮良 保	理 事
	野原部落会	会 長	上里 龍也	-
	沖縄県宮古島市	市 長	嘉数 登	-
遊佐の小正月行事（アマハゲ）	遊佐のアマハゲ保存会	理 事	高橋 光弥	理 事
	山形県遊佐町	町 長	松永 裕美	監 事
米川の水かぶり	米川の水かぶり保存会	会 長	菅原 淳一	理 事
	宮城県登米市	市 長	熊谷 康信	-
見島のカセドリ	加勢島保存会	副会長	武藤 隆信	理 事
	佐賀県佐賀市	市 長	坂井 英隆	-
吉浜のスネカ	吉浜スネカ保存会	会 長	岡崎 久弥	理 事
	岩手県大船渡市	市 長	瀧上 清	-
薩摩硫黄島のメンドン	硫黄島の八朔太鼓踊り保存会	会 長	徳田 保	理 事
	鹿児島県三島村	村 長	大山 辰夫	-
悪石島のボゼ	悪石島の盆踊り保存会	会 長	有川 和則	理 事
	鹿児島県十島村	教育長	木戸 浩	-

（重要無形民俗文化財指定順）

令和7年12月末日現在

役員任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日

構成自治体の所在する各県がオブザーバーとして参画する

来訪神行事保存・振興全国協議会

(名称)

第1条 本会は、来訪神行事保存・振興全国協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、我が国の伝統文化である仮面・仮装の「来訪神行事」の保存・振興を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、会員相互のネットワークを構築し、地域間交流の促進、意見交換の実施、国民や住民の理解促進に向けた情報発信、その他必要な活動を行う。

(組織)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げる自治体および自治体に所在する行事をする会を会員として組織する。

- (1) 鹿児島県薩摩川内市・甕島のトシドン保存会
- (2) 秋田県男鹿市・男鹿のナマハゲ保存会
- (3) 石川県輪島市・能登のアマメハギ・面様年頭保存会
- (4) 石川県能登町・秋吉地区アマメハギ保存会
- (5) 沖縄県宮古島市・島尻自治会・野原部落会
- (6) 山形県遊佐町・遊佐のアマハゲ保存会
- (7) 宮城県登米市・米川の水かぶり保存会
- (8) 佐賀県佐賀市・加勢島保存会
- (9) 岩手県大船渡市・吉浜スネカ保存会
- (10) 鹿児島県三島村・硫黄島の八朔太鼓踊り保存会
- (11) 鹿児島県十島村・悪石島の盆踊り保存会

2 会員の所属する各県をオブザーバーとして置き、協議会への助言・指導を行う。

(役員の定数及び選任)

第5条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は会員の中から総会において選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務を担当し、本会の運営にあたる。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本協議会の会議は、会員の求めに応じ、随時会長が招集する。

(決議)

第9条 協議会の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。

2 会員が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局は、会長の所属する地方公共団体に置く。

2 事務局長は会長が任命する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月17日から施行する。

来訪神行事保存・振興全国協議会の沿革

年月	主な活動内容
2009(平成21)年 8月	男鹿のナマハゲ(第2回提案)をユネスコ無形文化遺産に提案
2009(平成21)年 9月	甕島のトシドン(第1回提案)がユネスコ無形文化遺産登録
2011(平成23)年 11月	男鹿のナマハゲが「情報照会」の決定
2014(平成26)年 9月	ユネスコ無形文化遺産提案に関する自治体打ち合わせ@文化庁(協議会設立について提案)
2014(平成26)年 10月	来訪神行事保存・振興全国協議会設立総会(8行事9自治体) @男鹿市
2015(平成27)年 11月	来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議@文化庁
2016(平成28)年 3月	甕島のトシドンを拡張し、男鹿のナマハゲを含む重要無形民俗文化財を「来訪神：仮面・仮装の神々」としてグループ化して提案
2016(平成28)年 6月	上記審査を1年見送り
2016(平成28)年 10月	来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議@文化庁
2017(平成29)年 2月	三島村、十島村が協議会へ加入(10行事11自治体)
2017(平成29)年 3月	「来訪神：仮面・仮装の神々」を再提案
2017(平成29)年 10月	来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議@都内会議室
2017(平成29)年 11月	来訪神パンフレット増刷(11,000部)
2018(平成30)年 2月	9保存会が協議会へ加入
2018(平成30)年 9月	来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議@都内会議室
2018(平成30)年 11月	宮古島市島尻自治会、野原部落会が協議会へ加入
2018(平成30)年 11月	「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録
2018(平成30)年 11月	協議会として登録に係る記者会見
2018(平成30)年 11月	来訪神パンフレット増刷(11,000部)
2019(令和元)年 5月	ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載認定書伝達式 令和元年度来訪神行事保存・振興全国協議会総会@文化庁
2019(令和元)年 12月	甕島トシドン保存会長苑川理事が文化庁長官表彰受賞
2020(令和2)年 12月	男鹿のナマハゲ保存会菅原理事が文化庁長官表彰受賞
2021(令和3)年 3月	来訪神ガイドブック発行(2,300部)
2021(令和3)年 12月	能登町秋吉地区アマメハギ保存会顧問天野理事が文化庁長官表彰受賞
2022(令和4)年 7月	吉浜スネカ保存会が協議会へ加入
2022(令和4)年 12月	輪島市アマメハギ・面様年頭保存会副会長番場理事が文化庁長官表彰受賞
2023(令和5)年 5月	令和5年度来訪神行事保存・振興全国協議会総会(書面開催)
2023(令和5)年 10月	構成行事交流会・担当国会議@東京都内会議室
2023(令和5)年 12月	島尻自治会長宮良理事が文化庁長官表彰受賞
2024(令和6)年 5月	令和6年度来訪神行事保存・振興全国協議会総会(書面開催)
2024(令和6)年 12月	米川の水かぶり保存会長菅原理事が文化庁長官表彰受賞
2025(令和7)年 3月	設立10周年記念誌刊行
2025(令和7)年 5月	令和7年度来訪神行事保存・振興全国協議会総会(書面開催)
2025(令和7)年 11月	来訪神行事保存・振興全国研修会 男鹿大会開催
2025(令和7)年 12月	加勢島保存会副会長武藤理事が文化庁長官表彰受賞



第Ⅰ回 来訪神行事保存・振興全国研修会
男鹿大会実施報告書

第Ⅰ回 来訪神行事保存・振興全国研修会 男鹿大会実施報告書

2026 年 3 月

編集・発行	男鹿のナマハゲ保存会・来訪神行事保存・振興全国協議会 〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1 男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課内 TEL：0185-24-9103 FAX：0185-24-9200 Mail：bunka@city.oga.akita.jp
-------	--

印刷	秋田協同印刷 株式会社
----	-------------